

審査委員等重要なる役員はすべて五大国所屬員によつて占められた。

(二) 第二次大戦のパリ会議においては、ヴェルサイユ会議と異つて、参加国の平等的参加が実現されている。ヴェルサイユ会議では投票が行われなかつたのに反し、パリ会議においては最近の国際会議における趨勢に鑑み、議決はすべて投票により行われ且つ全会一致制を排して多数決制によつた。ただ多数決制の内容に關し單純多数決か、三分の二多数決かをめぐつて紛糾した。先ずパリ四国外相會議は、手續問題に關しては單純多数決、その他の問題及び勸告に關してはすべて三分の二多数決制を採用するよう平和會議に提案したが（外相會議では、該會議が決定した議事手續は單に勸告的なもので平和會議被招請國を拘束しないという米提案がソ連の譲歩で同意されていた）、平和會議勢頭手續委員會において、濠洲外相エヴァットを筆頭とする小國側は、單純多数決を主張して英米もこれを支持し、一方外相會議の決定に對する修正勸告案の通過をなるべく阻止せんとするソ連プロク

クは三分の二多数決を主張して譲らず、ここに大國对小國の抗争は西歐対東歐の対立に発展したが結局、英國の妥協案が表決により採択され、會議の勸告は會議参加國の三分の二多数決によるものと、單純多数決によるものとの二種類とし、共に外相會議に提出され考慮されることに決定した。この議決方式は平和會議の多くの重要問題が十四票ないし十五票対ソ連プロククの六票（ソ連、白露、ウクライナ、チェッコ、ポーランド、ユーゴ）で決せられ、ソ連の主張が常に押し切られるという結果を齎した。なお、會議開催後新たに招請せられた國及び旧敵國は、單に意見聴取のために招請せられたのであるから、議決につき投票権を有しないことは勿論であつた。その他議事手續規則によれば審議の對象となつてゐる旧敵國と國境を接する連合國は、自國提出の議案が採用されない場合同提案を直接外相會議に提出することができることとされた。議長に關しては、本會議のそれは四大國の輪番制により、委員會のそれには、外相會議代表團は就任しえず、いかなる國の代表も二つ以上の委員會議長

を兼任しえないこととせられた。

パリ平和会議は、十個の委員会を設置したが、委員会の構成に關してヴェルサイユ会議のような大國の専制はみられず全体委員会、軍事委員会、起草委員会は全參加國の代表者で構成され、イタリヤ、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリア、フィンランド各政治領土委員会は四大國及び当該敵國と交戦關係にあつた參加國の代表者でイタリヤ經濟委員会は、イタリヤと交戦關係にあつた參加國代表者で、バルカン、フィンランド經濟委員会は、四大國及び当該敵國のいずれか一つと交戦關係にあつた參加國の代表者でそれぞれ構成された。

なお委員会における議決方式について手續委員会が決定したところによれば、委員会の報告を勧告案として本會議に上程するためには、三分の二の多数による議決を要し、少數派もその意見を本會議に提出して議決を求めうるものとし、三分の二の多数がえられなかつた場合には、委員会は二又はそれ以上の報告を本會議に提出し、各委員会參加國はその意見を本會議に提出して議決を求

(4)

條約案の作成方式

めうることとされた。また、委員会の構成國でない會議參加國も、事前に議長に通告すれば、該委員会で発言することができた。

第一次世界大戰と第二次世界大戰との二つの講和條約における條約内容の決定ないし條約案の實質的作成に關して共通する大きな特徴は、大國の演じた決定的役割である。すなわち、ヴェルサイユ條約等においては、「十頭會議」「四頭會議」「五國外相會議」の主要同盟連合國による會議が、またイタリヤ等の講和條約については、四國外相會議が、夫々條約案の作成に當り、講和條件の實質的決定に対して他の群小連合國の與るところは、極めて輕微であつた。しかしながら形式的には、ヴェルサイユ會議における五大國ないし四大國の會議は非公式のものであり、従つてそこで作成された草案は、特別の法律的效果を持つものでなく、單なる私案として總會議に提出されたものであるから、法律的には關係國全部が總會議において一堂に會し條約案を審議起草し且つこれを採択したものと解される。これに反しイタリヤ外國の講和條約については、形式的な

15

條約原案、最終的條文作成の権限は、ともに四大国による外相會議の掌中に握られ、名実共に大国による平和の回復が実現せられた。

(イ) 原案作成者

(一) ヴェルサイユ條約外四講和條約の原案は、英米仏伊の四大国をいしこれに日本を加えた五大国によつて作成された。これらの大国は、一九一九年一月十二日から最高會議の名の下に会合し、條約内容に関する重要問題を討議決定した。この會議は、五大国の首相または大統領及び外相（日本のみこれに準ずるもの）によつて構成されたため、その構成員数から「十頭會議」とも称せられたが、十人の五国首脳とその多数の随員とが出席することの大会議は、秘密保持の立場からも解決の急を要する重要問題処理のためにも不適當であつたため、三月二十五日から四大国代表ロイドジョージ、ウィルソン、クレマンソー、オルランド等は、日本代表を除き、「四頭會議」として会合し條約案作成上の重要問題解決に当り、これと並行して「五國外相會議」が比較的重要な薄い技術的問題の処理に當つた。四頭會議は対独條約署名（六月

二十八日）まで続いたが、七月一日から最高會議が復活され（すなわち日本も参加）旧敵五箇国との平和條約案作成の事業を継続した。かようにして四ないし五大国は、これらの諸會議で平和會議が設置した幾多の委員会の作業を処理して條約原案の作成を完了したのであるが、最高會議、四頭會議、五國外相會議等の五大国による會議が法律的手続によつて設置された公式會議でなく單なる事實上の非公式會合であつたため、そこで作成された條約原案も形式的にみれば、五大国が總會議に提出した單なる私案にすぎず、これが全連合国の總會議に提出されて採用された訳である。

(二) イタリア外四国に対する講和條約の原案作成の事業は、講和條約締結に関するいわゆる外相會議方式により、英、仏、ソの四大国がこれに當つた。すなわち、これら旧敵五箇国との講和條約案起草の問題が始めて採り上げられたのは一九四五年七月八月のポツダム會議であつて、そのポツダム協定は五國外相會議の設置を規定し、これに條約草案起草の任を負わした。（條約案起草のための

会議の構成員を關係敵國の降伏條項署名國代表者とし、  
 対イ條約に關しては仏國は降伏條項署名國とみなした。  
 この協定は従い同年九月五國外相會議は、ロンドンで開  
 催されたが成果をえなかつたので、同年十二月十六日か  
 ら二十六日までヤルタ協定に基いて開催されたモスコ  
 三國外相會議は、條約締結の手續を定め、対イ條約案は  
 英、米、ソ、仏四國、對羅、勃、洪各條約案は英、米、  
 ソ三國、對芬條約案は英、ソ二國の外務大臣がそれぞれ  
 起草することとし（従つて中國は除外された）、これら  
 の條約案が二十一箇の平和會議で審議された後、再び外  
 相會議が開かれて四大國は平和會議が採択した勸告案を  
 考慮に入れつつ最終的本文を起草するという方式を決定  
 した。

このラインに沿い先ず一九四六年一月外相代理會議が  
 ロンドンで事業を開始したが、意見対立のため成果をあ  
 げず、同年四月に至り第二次外相會議がパリで開かれ（四  
 月二十五日―五月十六日、六月十五日―七月十二日）、  
 米英対ソ連間の意見の対立のため一旦休会の止むなきに

至つてその前途を危ぶまれたが、結局若干の未決事項を  
 残して條約原案の作成を了した。（このパリ會議以後モ  
 スコー會議の手續にも拘らず、米國務長官は芬條約の、仏  
 外相はバルカン三國及び芬條約の討議にも参加した）  
 かやうにして四國外相の手に成つたイタリヤ以下旧枢  
 軸五箇國との條約草案は、モスコイ會議の手續に従い二  
 十二箇國參集のパリ平和會議で審議されたのであるが、  
 一九四六年十一月四日から四國外相は、ニューヨークに  
 再び外相會議を開催し、同年十二月十二日に至るまで、  
 平和會議の勸告を考慮しつつ條約原案における未決問題  
 を討議して條約の最終的本文の作成を完成した。すなわ  
 ち、英、米、ソ、仏四國による外相會議は、單に條約原  
 案の起草に當つたのみならず、最終的確定案の作成をも  
 担当して、今次大戰の講和処理に關し從來その例を見な  
 かつた特異な方式を打ち出したのであつた。なおニュー  
 ヨーク外相會議での四國の態度として、米英仏は平和會  
 議の三分の二多數決による勸告を支持しようとしたのに  
 對して、ソ連はこれを無視し從來の主張を固執したこと

が注目された。バーンズ長官が後に語るところによると三分の二多数決による勧告五三のうち四七、單純多数決によるもの四一のうち二四が外相会議で採用され、最終條文に織り込まれた。

(四) 参加者

(一) ヴェルサイユ会議では全同盟連合国は、総会議に会して、條約草案の討議に当り、これを選択して敵國代表に手交した。その審議に當つては中立國及び新たに形成せられた國家も自國に直接關係ある問題の討議に参加を招請せられ、連合國側の條約案完成の後当該敵國も條約案提示のため招致せられ、それに対する見解を文書で提出した(その実質的意義は少かつたが)から形式的には連合國、會議における討議に招請された中立國及び当該敵國も條約案作成に参加したものと称しうる。しかし、講和條件の対峙手交まで前後僅か六回開かれたのみ、會議は、五大國が最高會議等で逐次決定し連合國の同意をうるために提出する草案に対して殆ど實質的変更を加えず、講和條件の全文がこれに提出されたのは実に續

代表に手交する前日であつて小國側の不滿の裡にも結局その同意を獲得するという状態であつたから、實質的には、條約案作成に対する全連合國の参加は單なる各目に止まつたといひうる。敵國の参加も次節に述べる如くである。

(二)

今次大戰の講和條約にあつては、連合二十一箇國がパリ平和會議に會堂して、外相會議起草の草案を審議し、條約案作成に参加した。然しながら前述の如く、平和會議の決定は外相會議への勧告にすぎず、その最終案への採否は外相會議の手に委ねられていたのであるから、連合二十一箇國の参加も實質的意義は大なるものでない。事實平和會議における審議の跡をみると、幾多の迂余曲折の未結局は殆ど外相會議の決定通りに可決され、外相會議において意見の一致をみるに至らなかつた点については、一応の解決案を見出したが完全なる妥結には到達しえなかつた。只外相會議において採用された勧告の數の上では、前節のべたような成果を示している。

(三) 戰敗國の發言

(一) 第一次大戦における講和條約にあつては、連合國側は講和條件討議開始の当初から、戰敗國をして討議に加わらしめることは全然考慮に入れず連合國間の講和條約草案完了を待つて戰敗國の同意を得んとする考であつた。五大國が實質的に作成した條約本文は一九一九年五月六日總會議に提出されて、全連合國の同意を得、連合國は翌日、プロックトルク・ランツァウを全權委員とする代表を總會議に招致してこの條約案を手交し、條約案の特定事項に關する通告又は質疑は文書によつてなし、口頭弁論は許さぬこと、文書提出のため十五日の期間を許すことを通告した。ドイツ側は、この手續に従ひ條約案に對する見解の相違について一連の陳書及び覺書が提出を開始し、これに對して連合國の予備的答が送せられた。ドイツ側は、全般的回答のため更に七日の期間を得し、五月二十九日、四四三頁にのぼる講和條約案對案を提出した。連合國側はこの審査のため十箇の委員會を設置し、ドイツの要求に對する若干の形式的議案もあつたが、實質的には原案を固守する連合國側回答を六月

十六日独全權に手交し、五日以内に署名諾否の返答を要求した。この五日の期限は、二日延長され、その間ドイツ側において全權の辞任、内閣総辞職が行われたが、二十四時間の期限付最後通牒を受取るに及んで、遂に後継内閣が成立し、議會は條約案署名を承認するに至つた。かようにドイツの發言権は、極めて制限され、その實質的意義は殆ど無に等しかつた。トルコの場合を除き、他の旧敵國に關しても大同小異であつた。

(二) 今次大戦の講和條約締結に關しては戰敗國の意見は、二十一箇國參集のバリ平和會議で聽取された。すなわち一九四六年七月二十九日開催の平和會議は、先ず本會議において連合國代表の演説があつた後、八月十日から戰敗國代表を招致して意見の陳述を許した。イタリヤ始め戰敗各國は、伊首相兼外相デ・ガスベリ始め夫々外相（ルーマニアは副首相兼外相タタレスク、ブルガリヤは外相クリチエフ、ハンガリーは外相ギョンギョシ、フィランドは外相エンケル）を送つて、四國外相會議起草の條約原案に對する自國の見解を述べ、その修正を希望

した。また、会議は、八月十九日から委員会の審議に入つたが、各委員会で戦敗各国は、或は意見開陳のためその代表が招致され或は自国の要求主張のため覚書を提出した。かようにして戦敗国の意見は、連合国に提示され條約案討議の際に考慮に入れられた。が、これらの意見発表は、單なる希望の提出にすぎず、その採否は連合国の決する所であつた。更に、こうして採用された連合国の決議も外相会議が決定する條約最終案に対しては單なる勸告にすぎなかつたことをみれば、戦敗国の発言は極めて微力なりといわざるをえない。事実例をイタリアにとれば、その條約緩和の主張に対して、前文の字句の多少の修正、破壊艦船のスクラップ利用非戦闘用裝備の利用が認められたにすぎなかつた。なお、條約に対する發言権とは直接關係はないが、條約調印式終了後、伊代表は、イタリアの困窮加入の場合に、同意章によつて條約の苛酷な經濟條項が緩和されることを希望し、過重な經濟負担による伊民主主義の崩壊を救うため連合国の理解と同情を期する旨聲明を呈し、伊外相スフォルツアは

同趣旨の覚書を各因へ送つた。

三、署名調印

(1) 署名期日及び署名地

(一) 前大戦の講和條約についてみれば、対独條約は、オーストリア皇太子フェルディナンド暗殺の第五回記念日一九一九年六月二十八日ヴェルサイユにおいて、対埃條約は九月十日サン・ジェルマン・アン・レーイにおいて、対勃條約は十一月二十七日ヌイイ・シュール・セイヌにおいて、対洪條約は一九二〇年六月四日トリアノンにおいて署名され、対土條約については一旦一九二〇年八月十日、セーブルにおいて署名されたが実施されず、後一九二三年ロオザンヌ會議における十七の諸條約により平和が回復されたが、その主要條約は、一九二三年六月二十四日に署名された。今次大戦の五つの講和條約の署名については、ニューヨーク外相會議において最終的條文の作成を完了した後、英語、露語及び仏語の條約文編纂に要する期間を考慮し、五條約ともに一九四七年二月十日を署名調印の日と定め當日、パリで署名された。

(2) 署名者

(一) ヴェルサイユ條約の署名国はドイツ及び同盟連合二十七国の代表者であり該二十七国中には、ボリヴィア、エクアドル、ペルー、ウルグアイのような單なる断交国で独逸と交戦状態になかつたものも含まれ、その他の講和條約にも、署名国につき變態的事例がみられた。

ヴェルサイユ條約署名の独全権委員は、外務大臣ヘルマン・ミュンケル及び國務大臣ドクトル・ベルの兩名、サンジュルマン條約の埃国署名者は、内閣議長シャルル・レンネル・ヌイイ條約のブルガリア署名者は内閣議長陸軍大臣アレキサンデル・スタムボリスキー、ハンガリーのトリアノン條約への署名者は、労働及び社会保険大臣ガストン・ドタ・ベナル、特命全権公使ドラッシエ・ラーザール・ドウ・トルダであつた。

(二) イタリア、バルカン三国、フィンランド講和條約の調印は連合二十箇国（パリ平和會議参加國中ノルウェーを除く）旧五箇國代表出席の下にパリで行われ、しばしば署名拒否を聲明していたユーゴも署名した。敗戦五箇國が條

四、批准

(一) ヴェルサイユ條約以下前大戰の講和條約は、すべて批准條約であり、批准書寄託は「成ルヘク速カニ」巴里においてなすべきことを規定する。ドイツは署名の日から約半月後七月十二日批准書を寄託した。

(二) イタリア條約以下今次大戰の講和條約も、何れも批准條約であり批准書は「なるべく速かに」、イタリア條約について



## 五、実施

は仏政府に、他の條約についてはソ連政府に寄託すべきことを規定する。この規定に従つて條約の批准は、英國は四月三十日、米國は六月六日、仏は六月十三日、議会の同意を得、ソ連は八月二十九日批准した。旧枢軸國の批准は、イタリアは八月三日、ハンガリーは七月二日、ルーマニアは八月二十三日、ブルガリアは八月二十五日議会の同意を得た。

## (一)

前大戰の講和條約は、当該旧敵國及び主たる同盟連合國（英、米、仏、伊、日）中の三國が批准した後直ちに批准書寄託の第一回調査を作成し、その第一回調査作成の日から批准國間において実施されるものとし、また、條約が規定する期間の算定については、この日をもつて條約実施の日とし、他の一切の關係においては、各締約國の批准書寄託の日から当該國に対して実施すると規定された。ヴェルサイユ條約については必要を批准が揃つたにも拘らず、米國の條約批准の意圖が不確定であつたためその実施期は遅らされて居たが、一九二〇年一月十日実施されるに至り、サンジェルマン條約同年七月十六日、ヌイイ條約は八月九日、トリアノン條約は一

九二一年七月二十六日、ロイザンヌ條約は一九二四年八月六日実施された。

## (二)

今次大戰の諸條約については、從來のそれに対し特異な規定が設けられ、イタリア條約についてはソ連、英、米、仏四大國が、バルカン三國條約については各、ソ連、英、米三國が、フィンランド條約については、ソ連、英二國が、それぞれ批准書を寄託したとき直ちに実施されるものと定められた。すなわち、旧枢軸五箇國については批准は必要であつたが、條約の効力発生は前記の四大國ないしそのうちの三國または二國の批准書寄託をもつて足り、旧敵國の批准は効力発生要件とはせられなかつた。しかしながら實際上は、旧敵國全部と四大國との批准を得た後、一九四七年九月十五日、イタリア條約についてはバリ、他の四國條約についてはモスコの各外務省に批准書寄託が行われ、ここに平和條約は実施せられた。

## 六、條約履行の監視又は保障

## (一)

ヴェルサイユ條約第十四編は、ドイツのヴェルサイユ條約履行に対する保障占領を規定した。その第四百二十八條は條

約実施後十五年間ライン左岸の独領及びライン河橋頭地域の占領を規定し、第四百二十九條はドイツが條約を誠実に履行した場合の占領地域の縮少と、占領期間満了後も独の侵略に對する保障が不充分と認められる場合の占領軍撤退の延期とを、又第四百三十條は、賠償委員会が独の賠償義務不履行を認定した場合の再占領を夫々規定し、第四百三十一條において「十五年ノ期間満了前ニ於テ独逸國カ本條約上ノ一切ノ約定ヲ履行シ終リタルトキハ占領軍ハ直ニ撤退スヘシ」となしている。なお、第四百三十三條は、「ドイツが露國革命政府と締結した條約の廃棄を承認した條項の履行保障として、東欧からの独軍撤退を規定した。これらの條項は他の四講和條約にはない。

次に前大戦後においては、その諸講和條約の監視機關として大使會議が設けられた。主たる同盟及び連合國は、一九二〇年一月二十一日の五國外相會議をもつてパリ平和會議を一応終了と決定したが、爾後平和條約に關する重要な政策問題には五國政府が直接交渉によつて決することとし、その他實際上の問題は大使會議を設置して処理せしむることとした。こうして成立した大使會議は、英、仏、伊、日のパリ駐在各大

使をもつて構成され（米大使は、米國が條約當事國でなかつたため、オブザーヴァーとして断続的に参加、また、一九二〇年三月以降はベルギー問題に關し白代表も参加）、同盟及び連合國のために諸講和條約（対土條約を除く）の解釈と実施に關する諸問題を審議決定することを任務とした（但し國際連盟、賠償委員会に付託された問題、軍事監督、ライン左岸問題その他同様の常設機關に付託された問題は極限外）。會議は、一九二〇年一月二十六日第一回會議を開き、一九三一年三月三十日まで回を重ねること三二七回その間二千九百五十七の決議を採用した。

(二) 今次大戦の諸條約においては、條約履行の保障につき特別の規定なく、占領の点についてはヴェルサイユ條約のライン左岸保障占領と反對に、條約実施の日より遅くとも九十日以内に同盟連合軍の撤退すべきことを規定している。他方、監視機關については、第一回パリ外相會議において米國はイタリア戦争犯罪人処罰の監視のため占領終了後の監視委員会設置を提案したが、イタリア主権の侵害なりとするソ連の反對によつて破れ、遂にソ連は第二回會議において條

約履行監視のための委員会を四國のローマ駐劄大使をもつて構成すべきことを提案し、その結果條約実施後十八箇月間四國大使が平和條約の履行及び解釈に關し連合國を代表すべきことの決定をみた。この外相會議の決定は、パリ平和會議に於いても勸告せられ、結局伊條約第八六條、洪條約第三九條、羅條約第三七條、勃條約第三五條、芬條約第三四條の規定となつて實現された。すなわち四國大使（三國又は二國外交使節團長）は、前記のように條約の履行解釈に關する一切の事項について、当該旧敵國と交渉するに當り同盟及び連合國を代表すると共に、條約の急速有効な実施を確保するに必要な「指導、技術的助言及び解明」を当該旧敵國政府に與え、且つ右政府に対しその任務遂行上必要な一切の情報及び援助を要求し得る。なおこの四國大使は、條約の解釈又は実施に關する紛争（一定の經濟條項に關する紛争を除く）で直接の外交渉で解決されないものの解決にも當るものとせられてゐる。（伊八七條、洪四〇條、羅三八條、勃三六條、芬三五條）

(了)

24  
平和条約と日本の領土

平和条約と日本の領土

この調書の作成をあらわす  
作成年月は不詳である。

条約の長と西平と小の  
か No.2 であるー 条約の長と小の  
0年頃つくられたファイルに  
付 5-5-73 証  
4









(一) 日清講和條約第二條  
 清國は左記の土地の主権並びに該地方に在る城壘、兵器製造所  
 及び官有物を永遠日本領に譲渡す

一 (省略) 奉天省南部即ち遼東半島を示す  
 二 澎湖列島即ち北緯二十三度ない至二十度間の間に在る諸島  
 三 臺灣全島及び北緯二十三度ない至二十度間の間に在る諸島

日露講和條約第九條  
 露國は薩哈連島南部及びその附近に於ける一切の島嶼  
 並びに該地方における一切の公共遺物及び財産を完全なる  
 主権と共に永遠日本領に譲渡すその譲與地域の北方境  
 界は北緯五十度と定む(以下略)  
 (二) 今次大戦の場合同様に日本は戦争の終了、領土の取得、  
 の現象は存しない。イタリヤ、日本は戦争の終了、領土の取得、  
 ツに於いても然りである。それらに於ける平和條約によつて  
 争が終了する事となつておる。領土変更の最終的決定もまた  
 それによつて行われ、領土変更の最終的決定もまた  
 (三) 以上、南洋諸島は國際連盟の下に於ける委任統治領  
 としてたゞし、南洋諸島は國際連盟の下に於ける委任統治領  
 としてたゞし、南洋諸島は國際連盟の下に於ける委任統治領  
 かである。舊領土は國際連盟の下に於ける委任統治領  
 の國際法上の統治権を譲渡したるが、日本が委任統治として  
 取得したることは、日本が委任統治として

(四) 各平和條約の領土規定  
 一 各平和條約の領土規定  
 二 各平和條約の領土規定

イタリヤ國の領土は、第二條、第三條、第四條、第十一條及  
 び第一二二條に掲げられてゐる変更を當保し、千九百三十八  
 年一月一日現在の國境とす。この國境は、この條約附屬の  
 地圖第一附屬圖(一)に畫かれてゐる。國境に關する本文の記  
 述と地圖との間の相違があるときは、本文を正しいものとす

第二條

千九百三十八年一月一日現在のイタリヤ國とフランス國との  
 間の國境は、次のように變更される。  
 一 小サン・ベルナルド山脈  
 二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十一 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 十九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十一 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 二十九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十一 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 三十九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十一 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 四十九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十一 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 五十九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十一 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 六十九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十一 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 七十九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十一 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 八十九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十一 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十二 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十三 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十四 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十五 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十六 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十七 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十八 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 九十九 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ  
 一百 國境は、分水れを過す宿泊所の北西約二キロメ



(一四) して、フレアナ村の南西約一キロメートルの地点に達する。標高百七十二メートルの間の道路の真南を流れて、標高百一十メートルの地点に達する。標高百七十二メートルの間の道路の真南を流れて、標高百一十メートルの地点に達する。標高百七十二メートルの間の道路の真南を流れて、標高百一十メートルの地点に達する。

(一五) 同い北の曲。村の北約五キロメートルの地点に達する。標高百七十二メートルの間の道路の真南を流れて、標高百一十メートルの地点に達する。

(一六) 点六の北の曲。村の北約五キロメートルの地点に達する。標高百七十二メートルの間の道路の真南を流れて、標高百一十メートルの地点に達する。

(一七) 院附属宿泊所及びこれに接する道路を渡して南西に曲

右記の北西約五キロメートルの地点に達する。標高百七十二メートルの間の道路の真南を流れて、標高百一十メートルの地点に達する。

(一八) キロメートルの境界線は、流れて五十五号公道の東約一

(一九) 線を、ゴリアツノの東約一キロメートルの地点から、田境

右記の北西約五キロメートルの地点に達する。標高百七十二メートルの間の道路の真南を流れて、標高百一十メートルの地点に達する。

右記の北西約五キロメートルの地点に達する。標高百七十二メートルの間の道路の真南を流れて、標高百一十メートルの地点に達する。



第二款 フランス国(特別條項)

第六條

イタリア国は、第二條に規定されているフランス国領境の  
フランス領に在るイタリア国の旧領地を、この完全な主権  
とともに、フランス国に譲渡する。

第七條

イタリア国政府は、千八百六十年三月二十四日の條約及び千  
八百六十年八月二十三日の約に基き、フランス国に譲渡さ  
れた領域に在る千八百六十年より前の歴史上及び行政上の  
一切の記録を、フランス国政府に引き渡さなければならぬ。

第八條

イタリア国政府は、バルドンネーシュを経由するブリアンソ  
ンとモターヌとの間の間の鉄道線が建設されることがある  
とき、これにつきフランス国政府と協力しなくてはなら  
ない。

イタリア国政府は、右のようして建設された連絡線上を、  
イタリア国の領域を経てフランス国内の一地から他の地  
点に往復する旅客及び荷物の鉄道交通を、關税及び検査、  
旅券及び他の同様の手續なしに許可し、この連絡線  
を使用するフランス国の列車が同一の條件の下に無税で、  
且つ正当な理由なしに通過せられなければならないので、  
通過すること  
を許されることを確保するため一切の必要な措置を執らな  
い。

ければならぬ。  
必要を取極め、兩國政府間、追つて締結されなければな  
らぬ。

第九條

モン・スニ高原、  
イタリア国が、モン・スニから水力電氣及び上水の供給  
についで、同地区をフランス国に譲渡する前に享有してい  
たところと同様の利益を、イタリア国のために確保するた  
め、フランス国は、第三附屬條に掲げられてある技術的保  
障を、二國間協定によつて、イタリア国に與えなければなら  
ない。

イタリア国が、ブリアンソン地区をフランス国に譲渡する  
前に、同地区に存在する給電から得ていた電力の供給  
給電の減少を被らなうため、フランス国は、第三附屬條  
に掲げられてある技術的保障を、二國間協定によつて、イタ

リア国に與えなければならぬ。





千九百三十八年一月一日及びユーゴスラヴィア国との間の国境は、  
 効力のある宣言する。千九百三十八年一月一日現在のハンガリー  
 一、ハンガリーとソヴィエト社会主義共和国連邦との間の国境  
 は、これらの二国との間の国境は、この条約に附属している地図（第一附  
 属書）に示されているように、千九百四十一年一月一日現在の  
 国境とする。

第一編  
 第一條  
 ハンガリー国との平和條約

ブルガリア国の国境は、この条約に附属している地図（第一附  
 属書）に示されているように、千九百四十一年一月一日現在の  
 国境とする。

第一編  
 第一條  
 ブルガリア国との平和條約

第五款ギリヤ国（特別條約）  
 第十條  
 一、イタリア国は、次に示されるドデカネーゼ諸島、師らスタ  
 ルキア（カールキ）、スカルパ、カネーゼ諸島、師らスタ  
 スコピス（テロス）、ミロス、カリス、ニシロス（カドス）、カ  
 ミ）、コロス（コス）及びカリス、ニシロス（カドス）、カ  
 二、前記諸島は、非軍事化され、これらに駐在する軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條  
 三、前記諸島は、非軍事化され、これらに駐在する軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條  
 四、前記諸島は、非軍事化され、これらに駐在する軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條  
 五、前記諸島は、非軍事化され、これらに駐在する軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條  
 六、前記諸島は、非軍事化され、これらに駐在する軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條  
 七、前記諸島は、非軍事化され、これらに駐在する軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條  
 八、前記諸島は、非軍事化され、これらに駐在する軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條  
 九、前記諸島は、非軍事化され、これらに駐在する軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條  
 十、前記諸島は、非軍事化され、これらに駐在する軍隊及び技術的條  
 件は、島の王領及び島の移住に必要とする軍隊及び技術的條



(イ) 千九百三十八年十一月二日のウィーン裁定の決定は、これ  
 を無効であるとする。この決定は、  
 (ロ) ハンガリーとオーストリアとの間の国境は、  
 これらの二国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の国境は、  
 これらの二国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の国境は、  
 点までは、この千九百三十八年一月一日現在に於いて、  
 れる。但し、この千九百三十八年一月一日現在に於いて、  
 (ハ) ハンガリーは、この千九百三十八年一月一日現在に於いて、  
 ル及びドナウナ川の沿いの村を、この千九百三十八年一月一日現在に於いて、  
 いたし、この千九百三十八年一月一日現在に於いて、  
 つて、この千九百三十八年一月一日現在に於いて、  
 次のように定めらる。千九百三十八年一月一日現在に於いて、  
 現在のオーストリアは、千九百三十八年一月一日現在に於いて、  
 共通する地点から、千九百三十八年一月一日現在に於いて、  
 の国境が、第百三十五号丘陵のラカリとオーストリアの国境に  
 メイトル)の南約五百メートルの地点までのオーストリアの国境に  
 とチエツル)の南約五百メートルの地点までのオーストリアの国境に  
 の三つの国境に共通の点となる。その間、  
 の三つの国境に共通の点となる。その間、  
 ヴァキアとハンガリーとの間の新国境は、  
 の地盤上の境界に沿って東方に進み、  
 カの東三、五キロメートルの北約二キロメートルの地

点において、ダニユール河の右岸に達する。右の場所にて新国境は、ダニユール河の主たる航路水路において、チエツコスロヴァキア国とハンガリー国との間の千九百三十八年一月一日現在の国境と合する。ライカ村の区域内にあるかん堤及び放水口は、ハンガリー国の領内に残る。

(三)前号に定められているハンガリー国とチエツコスロヴァキアとの間の新国境の正確な線は、関係兩國政府の代表者から成る国境委員会によつて現地に於いて決定される。委員会は、この條約の実施の日から二ヶ月以内、その任務を完了しなければならぬ。

(ホ)譲渡された区域の人口のハンガリー国への引渡に關し、ハンガリー国とチエツコスロヴァキア国との間に二國協定が締結されなかつた場合においては、チエツコスロヴァキア国は、これらの者に完全な人権及び公民権を保障する。人口の交換に關する千九百四十六年二月二十七日のチエツコスロヴァキア国とハンガリー国間の協定において定められている一切の保障及び特權は、チエツコスロヴァキア国に譲渡された区域を自發的に退去するものに適用する。

前記の国境は、この條約の第一附屬圖の地図第一及び第一に示されている。

第一編  
第一國境  
ルーマニア國との平和條約

この條約に附屬している地図(第一附屬圖)に示されているルーマニア國の国境は、この條約の第二條に明定されているルーマニア國とハンガリー國との間の国境を除いては、千九百四十一年一月一日現在の国境とする。

ソヴィエト國とルーマニア國との間の国境は、千九百四十年六月二十八日のソヴィエト國とルーマニア國間の協定及び千九百四十五年六月二十九日のソヴィエト國とチエツコスロヴァキア國間の協定に従つて前記の如くに定められたのである。

第一編  
第一國境  
フィンランド國との平和條約

千九百四十年八月三十日のウイーン裁定の決定は、これを無効であるとする。千九百三十八年一月一日現在のルーマニア國とハンガリー國との間の国境は、ここに回復される。

フィンランド國の国境は、この條約に附屬している地図(第一

附屬警へは、示され、これを千九百四十一年一月一日現在に於て、  
 を除いては、第二條が千九百四十一年一月一日現在に於て、  
 千九百四十一年一月一日現在に於て、  
 は、ソグイエトが千九百四十一年一月一日現在に於て、  
 三月十二日の平和條約に基いて、ソグイエト及びフィンランド  
 したベツアモベチエンガ州のソグイエトに自發的に譲渡  
 認する。ベツアモベチエンガ州の境界はこの條約に附屬し  
 ている。地圖（第一附屬警）に示される州の境界は、この條約に附屬し

高野雄一「ヨーロッパ講和條約の研究、領土問題」(日本管理法令研究一六号、昭和二三年一月)二〇頁以下参照。

(五) ソ連の唱える異見もあるが、ドイツのポツダム宣言の規定の明文からも相当に明らかである。このことは日本についていってもいえる。高野前掲一八一―一九頁参照。24頁参照。

(六) 横田喜三郎「新講和條約の基本的性格」(国際時事研究一卷、昭和二三年)とくに二三―三四頁。日本に關し、とくに、高野雄一「日本の國際的地位」(東洋文化研究五号、昭和二二年)。

クリミア會議の議事に関する議定書(ヤルタ協定)

一九四五年二月十一日署名

第七項 ポーランド條項

、、、なおポーランド國の西部國境の最終的固定はその後平和會議の決定を待つべきものなりとの意向を有す。





